

CTGの 建交労徳島県本部ニュース

発行者 全日本建設交運一般労働組合徳島県本部
〒770-0847 徳島県徳島市幸町三丁目3-7
TEL 088-622-4347 653-2328 625-2501 FAX088-625-9529

スローガン
安倍九条改憲を阻止し、
戦争のない平和社会を守ろう
全ての要求闘争の前進と強大な建交労を求めよう

県本部第20回大会開く

10月14日、建交労徳島県本部第20回定期大会を徳島市内町公民館で行いました。

丸岡副委員長の開会あいさつの後、山本委員長はあいさつで「建交労徳島県本部の組合員拡大が今ほど重要な時期ない」拡大をやりきろうと呼掛けました。

来賓は、共産党県議山田豊さんと県労連事務局長森口さん山田さんから「徳島版モリカケ問題、記念オークストラ疑惑」

の真相を明らかにさせましょうと訴へられ、連帯のあいさつをいただきました。

野口書記長より議案提案、山本委員長から予算報告・予算案があり3名の発言意見のあと新たな方針と新役員を全員で決定いたしました。

- 二〇一八年役員
- 執行委員長 山本 正美
 - 副執行委員長 岩本 一男
 - 書記長 丸岡 昭
 - 書記次長 野口 正良
 - 執行委員 井上 玉紀
 - 会計監査 小森 一弘



- 執行委員
- 山田 真希 (ダンブ)
 - 吉田 明美 (社福)
 - 魚井 照代 (学童)
 - 山口 博 (合同)

発言

8時間労働の実現を



なくせじん肺キャラバンで、トンネル工事の労働時間は、11時間拘束10時間労働でされています。じん肺防止のため作業時間の基準改正が行われ、8時間労働で積算されるようになりましたが、いまだに形だけの「36協定」で長時間労働

29回 なくせじん肺全国キャラバン

徳島県内キャラバンは、10月2日〜5日かけて県下の自治体すべてと労働局・各監督署、徳島県・県議会、国交省徳島工事事務所へ要請を行いました。

四国集会は香川県で19日、全国集会は23日〜24日に行いました。なくせじん肺

アスベスト

徳島市の要請では、文化センター解体工事のアスベスト対策について予

が行われています。改善を各自自治体、行政に要請しています。建設山林支部藤川代議員

署名のお願い



子どものための予算を大幅に増やし国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求める署名を行っていただきます。みなさんのご協力を！ すぎの子保育園見代議員

防が万全か、アスベスト使用の有無の調査、情報のデータベース化と建築物の位置情報を入れたハザードマップの作成、公表を求めました。

また、8時間労働を工事仕様の特記事項に明記するよう要請し、回答強く求めました。



徳島市は、関係部署と話し合い後日回答するとの答へを引き出しました。

安保破棄集会

10月21日、12時30分より徳島駅アミコエスカレーター西側公園で『安保条約を破棄し平和な日本をつくらう』と集会とパレードを行いました。

10.21とは

「国際反戦デー」1966(昭和41)年に当時の日本労働組合総評議会(総評)がベトナム戦争に反対してデモを呼びかけ、それがきっかけで生まれた反戦記念日。

ダンブ執行部 消費税学習会

10月14日、ダンブ執行部は、定例会議の中で軽減税率にもなっている適格請求書等保存方式(インボイス制度)の学習会を行いました。

この制度が導入されると、今まで非課税業者でも、税務署に登録申請し、納税者にならないと親方から仕事もらえませんか。

放送大学

無期転換逃れ雇い止め事件

この雇止めは無効です

みなさん! 裁判のご支援をお願いします



12年間勤務で雇い止め

放送大学学園(以下「放送大学」という)は、2018年3月末で12年間勤務してきた藤原美香さんを雇い止めしてきました。藤原さんは、時間雇用職員として2006年3月に採用され徳島大学日亜会館内にある放送大学徳島学習センターで、週30時間(1日6時間・週5日)で1年の有期雇用を11回更新し、図書・視聴室の担当として勤務してきました。

無期転換ルール前に規則変更

2012年の労働契約法が改正され有期契約を繰り返し5年を超えたら無期契約に転換することが決まりました。放送大学はこの改正を受け2013年に期間雇用職員の取扱規定を改定し時間雇用職員の雇用上限を5年とすることを理事会で決めることに承諾書の提出を強要

してきました。藤原さんは承諾書の提出を拒否しましたが放送大学は雇止めを強行してきました。

この間、団体交渉を2回、5月には国会議員によるヒアリング(文科省、総務省、厚労省)、衆参の国会質問、県労働委員会にあつせんを申請しましたが放送大学は態度を変えず、止むを得ず徳島地裁に地位確認訴訟を起こしたたかっています。

この雇止めは労働契約法18条で定められた無期転換ルールを逃れるものであり無期転換されるはずだった権利を奪うもので不当なものであり無効だと訴えています。

全国で61人無期転換逃れ

放送大学は各都道府県に学習センターを設置しており2018年3月31日に雇止めされた人で4月以降無期転換の権利を得られる人は全体で61人その内10年以上勤務してきた人は7人です。

仲間と共に闘う決意

藤原さんの他に兵庫学習センターに勤務していた同期採用の人も6月11日に神戸地裁に訴訟を提起してたたかっています。兵庫の原告は「労働契約法の改正がなければ、働き続けることができていたはずだ」と訴えています。

後任者は採用されている

神戸地裁の訴訟で放送大学の第1準備書面では、この雇止めの合理性として、経済的な理由や人事の流動性の必要性などが述べられています。徳島でも兵庫でも2018年4月以降、同条件で仕事をすると後任者が採用されています。

さらに準備書面の最終段落には「原告について、2018年4月以降の雇用契約を締結すれば無期転換権が発生し、解雇相当事由が発生しない限り

被告は原告を雇用し続けなければならなくなるのであって、2019年以降雇用契約する義務のない後任者を採用することとは事態が全く異なる」と述べられており、放送大学の拠出金で設立された放送大学が国の定めたルールを守らないという宣言であり非正規労働者の「雇用の安定に資する」とした労働契約法に対する挑戦であり絶対に負けるわけには行きません。

原告藤原さん

私は、一日六時間週五日の条件で12年間働いてきました。



通信制大学で学んだ経験から社会人として学ぶ方法に少しでもお手伝いできたらと思っています。職場内でも一時金や休日取得については不利な条件がありました。

ご支援のお願い

徳島と兵庫でたたかっている裁判に勝利し、職場復帰のためにご支援をよろしくお願いします。

無期転換ルールとは

同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員・アルバイト)からの申込みにより、期間のない労働契約(無期労働契約)に転換されるルール。

例えば、契約期間が一年の場合、5回目の更新後の一年間に、契約期間が3年の場合、一回目の更新後の3年間に無期転換の申請権が発生します。(使用者は断ることはできません。)